



鳥取県公報

平成13年6月15日(金)
第7290号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (372) (経営商業課) 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (373・374) (") 2
	種畜証明書の交付 (375) (畜産課) 5
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (376) (水産課)11
選管規則	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (1)11

告 示

鳥取県告示第372号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンシティ
鳥取市若葉台北6-1
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
設 置 者 株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役 野島英夫
大阪市中央区久太郎町二丁目4-11
小売業者 ジャスコ株式会社 代表取締役社長 岡田元也
東京都千代田区神田錦町一丁目1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
広島県東広島市西条町大字吉行1-60
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年2月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,192㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 124台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 60台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 167m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 35m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成13年5月31日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成13年6月15日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド鳥取店
鳥取市古海678 - 1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 8 時
変更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 9 時30分から午後 8 時30分まで
変更後 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

3 変更年月日

平成13年 5月31日

4 届出年月日

平成13年 5月30日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目40 - 11

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,130m²

(3) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 225台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 50台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 152m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
(イ) 容量 90m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 5 か所
(イ) 位置 6 の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時から午後 9 時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年6月15日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド米子店

米子市西福原1669 - 1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後8時30分まで

変更後 午前9時30分から午後9時30分まで

3 変更年月日

平成13年5月31日

4 届出年月日

平成13年5月30日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40 - 11

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,850㎡

(3) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 124台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 23台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 56㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 125㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場等の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年6月15日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第375号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の報告を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成13年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明 書番号	名 前	品 種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
平13 鳥取県1 第1号	B4	雑種	平成10年 8月20日	岩手県 気仙郡 住田町	0271CAB	0193ANZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第2号	B66	雑種	平成10年 9月12日	岩手県 気仙郡 住田町	263ACB	103CPZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第3号	B68	雑種	平成10年 9月11日	岩手県 気仙郡 住田町	271CAB	229APZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第4号	B69	雑種	平成10年 9月11日	岩手県 気仙郡 住田町	271CAB	067ANZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第5号	B70	雑種	平成10年 9月10日	岩手県 気仙郡 住田町	0271CAB	0914AN	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第6号	B153	雑種	平成10年 10月18日	岩手県 気仙郡 住田町	0286ACB	0258ANZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第7号	B275	雑種	平成10年 11月26日	岩手県 気仙郡 住田町	0273ABB	0424AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第8号	B336	雑種	平成10年 12月10日	岩手県 気仙郡 住田町	0273ABB	0069AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第9号	B337	雑種	平成10年 12月10日	岩手県 気仙郡 住田町	0273ABB	0069AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第10号	B343	雑種	平成10年 12月14日	岩手県 気仙郡 住田町	0263ACB	0600APZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第11号	B344	雑種	平成10年 12月14日	岩手県 気仙郡 住田町	0263ACB	0600APZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第12号	B345	雑種	平成10年 12月10日	岩手県 気仙郡 住田町	0273ABB	0069AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第13号	B354	雑種	平成10年 12月22日	岩手県 気仙郡 住田町	0273ABB	0414ANZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園

平13 鳥取県1 第14号	B421	雑種	平成11年 1月4日	岩手県 気仙郡 住田町	0286ACB	0446AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第15号	B432	雑種	平成11年 1月2日	岩手県 気仙郡 住田町	0271AEB	0440APZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第16号	B443	雑種	平成11年 1月4日	岩手県 気仙郡 住田町	0286ACB	0446AOZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第17号	B446	雑種	平成11年 1月7日	岩手県 気仙郡 住田町	0271CAB	0483ANZ	級外	鳥取県西伯郡名和町 有限会社山水園
平13 鳥取県1 第18号	藤勝	黒毛和種	平成11年 12月26日	鳥取県 西伯郡 西伯町	第2 藤船	みねかつ	2級	鳥取県西伯郡西伯町 安部公三
平13 鳥取県1 第19号	幸春	黒毛和種	昭和62年 2月13日	兵庫県 美方郡 村岡町	安谷土井	さちこ	2級	鳥取県八頭郡河原町 谷口達雄
平13 鳥取県1 第20号	福王	黒毛和種	平成10年 9月5日	鳥取県 八頭郡 河原町	糸晴	ちづたまふく	2級	鳥取県八頭郡河原町 谷口達雄
平13 鳥取県1 第21号	菊照福	黒毛和種	平成12年 1月21日	兵庫県 美方郡 村岡町	谷福土井	きくてる2	2級	鳥取県八頭郡河原町 谷口達雄
平13 鳥取県1 第22号	トトリ Ⅱ 99 - 646	ラントレース 種	平成11年 9月3日	鳥取県 西伯郡 西伯町	トトリ Ⅱ 96 - 677	トトリ Ⅱ 96 - 42	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第23号	トトリ Ⅱ 99 - 707	ラントレース 種	平成11年 10月12日	鳥取県 西伯郡 西伯町	トトリ Ⅱ 96 - 677	トトリ Ⅱ 97 - 354	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第24号	トトリ Ⅱ 99 - 791	ラントレース 種	平成11年 11月5日	鳥取県 西伯郡 西伯町	トトリ Ⅱ 98 - 575	トトリ Ⅱ 98 - 056	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第25号	8110 アリ ハヤネ アリ 6056 - 2705 - 7 - 7	大ヨークシャー 種	平成10年 7月10日	鳥取県 西伯郡 西伯町	6056 アリ ハヤネ 4203 - 3147 - 4 - 4	アリ ヨーク ニク 6 - 27 - 5	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第26号	9087 アリ ヨーク ハヤネ 1301 - 8105 - 1 - 8	大ヨークシャー 種	平成11年 8月12日	鳥取県 西伯郡 西伯町	アリ ヨーク ニク 9 - 13 - 1	8105 アリ ハヤネ 4203 - 5058 - 6 - 7	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第27号	ガガ ヨーク 2000 - 7 - 10318	大ヨークシャー 種	平成12年 1月26日	鳥取県 西伯郡 西伯町	ガガ ヨーク 97 - 1 - 10181	ガガ ヨーク 96 - 6 - 20609	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場

平13 鳥取県1 第28号	9014 サワ 6680 - 4882 - 11 - 1	テ ムツク種	平成11年 1月8日	鳥取県 西伯郡 西伯町	サワ 203 ガノ 96 - 680	サワ 202 アールマ ラ シネ チカ 94 - 882	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第29号	8135 サワ 203 6680 - 6673 - 3 - 5	テ ムツク種	平成10年 5月16日	鳥取県 西伯郡 西伯町	サワ 203 ガノ 96 - 680	サワ 203 ガノ 96 - 673	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第30号	8221 サワ 4005 - 4887 - 9 - 8	テ ムツク種	平成10年 8月8日	鳥取県 西伯郡 西伯町	4005 サワ 1041-9084-2- 1	サワ 202 アールマ ラ シネ 94 - 887	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第31号	9278 サワ 6680 - 6657 - 6 - 10	テ ムツク種	平成11年 10月21日	鳥取県 西伯郡 西伯町	サワ 203 ガノ 96 - 680	サワ 203 ガノ 96 - 657	2級	鳥取県西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平13 鳥取県1 第32号	富士塵1125	黒毛和種	平成11年 9月8日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	糸北富士	ちかこ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第33号	国直1128	黒毛和種	平成11年 9月14日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	北国7の8	やよみ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第34号	国丸1130	黒毛和種	平成11年 9月16日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	北国7の8	なぎにじ540	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第35号	院植1137	黒毛和種	平成11年 9月27日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	まくほし453	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第36号	院早1144	黒毛和種	平成11年 10月11日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	ふしはれ32	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第37号	院忠1147	黒毛和種	平成11年 10月18日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	たださと	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第38号	国丸1148	黒毛和種	平成11年 10月20日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	北国7の8	なぎにじ540	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第39号	優八重1152	黒毛和種	平成11年 10月29日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	茂勝	つるひめ5	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第40号	柿島1201	黒毛和種	平成12年 3月5日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福栄	がくきた552	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第41号	院咲1203	黒毛和種	平成12年 3月7日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	さとひめ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場

平13 鳥取県1 第42号	雲経1204	黒毛和種	平成12年 3月8日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	第7安福	よしひめ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第43号	波姫1205	黒毛和種	平成12年 3月13日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	第2波茂	はるひめ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第44号	波姫1207	黒毛和種	平成12年 3月18日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	第2波茂	はるひめ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第45号	院久1209	黒毛和種	平成12年 3月25日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	もりひさ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第46号	柿組1210	黒毛和種	平成12年 4月6日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福栄	たかふく	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第47号	富士沢1211	黒毛和種	平成12年 4月7日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	糸北富士	さとこ2	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第48号	院丸1212	黒毛和種	平成12年 4月15日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	なぎにじ540	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第49号	福菱1213	黒毛和種	平成12年 4月15日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	福栄	たかひめ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第50号	富士露1214	黒毛和種	平成12年 4月24日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	糸北富士	ふしたに	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 家畜改良センター 鳥取牧場
平13 鳥取県1 第51号	高森	黒毛和種	昭和63年 5月18日	鳥取県 八頭郡 船岡町	富士森	第2きたひら しげ	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第52号	糸北土井	黒毛和種	平成2年 4月6日	鳥取県 米子市	糸北鶴	やすひめ	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第53号	智頭平茂	黒毛和種	平成4年 7月20日	鳥取県 八頭郡 智頭町	東平茂	ちずたまふく	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第54号	糸新鶴	黒毛和種	平成4年 12月6日	鳥取県 西伯郡 岸本町	糸北鶴	いとしん	1級	鳥取県東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第55号	吉美土井	黒毛和種	平成7年 3月11日	兵庫県 美方郡 村岡町	第2安鶴土井	よしみ	2級	鳥取県東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場

平13 鳥取県1 第56号	峯勝	黒毛和種	平成8年 9月21日	鹿児島 県薩摩 郡薩摩 町	平茂勝	ふじよし1	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第57号	福安鶴	黒毛和種	平成9年 3月7日	鳥取県 東伯郡 赤碓町	安福165の9	2いとにしまつ1	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第58号	第2福安鶴	黒毛和種	平成9年 4月17日	鳥取県 東伯郡 赤碓町	安福165の9	58まさこのこ	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第59号	第1系茂勝	黒毛和種	平成10年 1月14日	鳥取県 東伯郡 赤碓町	平茂勝	58まさこのこ	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第60号	第2系茂勝	黒毛和種	平成10年 2月13日	鳥取県 東伯郡 赤碓町	平茂勝	いとふじ8	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第61号	第4系茂勝	黒毛和種	平成10年 5月17日	鳥取県 八頭郡 智頭町	平茂勝	第5ひらざくら	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第62号	富士茂勝	黒毛和種	平成10年 8月8日	鳥取県 西伯郡 西伯町	平茂勝	ふじもと2の3	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第63号	系高森	黒毛和種	平成10年 8月6日	鳥取県 八頭郡 智頭町	高森	ちずたにいと	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第64号	国平茂勝	黒毛和種	平成11年 4月2日	鳥取県 八頭郡 智頭町	平茂勝	たにひろしげ3	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第65号	第2富士茂勝	黒毛和種	平成11年 5月20日	鳥取県 日野郡 日野町	平茂勝	ふじしげ	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第66号	茂森	黒毛和種	平成11年 8月19日	鳥取県 西伯郡 淀江町	智頭平茂	もりぎく6	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第67号	金茂波	黒毛和種	平成11年 11月13日	鳥取県 鳥取市	茂波	かねみ	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第68号	高茂勝	黒毛和種	平成12年 1月6日	鳥取県 西伯郡 西伯町	平茂勝	ひめざくら	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平13 鳥取県1 第69号	関桜	黒毛和種	平成12年 2月26日	鳥取県 東伯郡 関金町	高森	なつきた	1級	鳥取県東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第376号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東加入区、浦富加入区、田後加入区、網代加入区、福部加入区、泊加入区、赤碕加入区、淀江加入区及び境港加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成13年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 6月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目を加える。

改正後	改正前
第1条の2 略 2 法第141条第5項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第2号様式の表示板（以下この章において「表示板」という。）を用いてしなければならない。 第5条 法第142条第7項の規定により県の委員会が交付する証紙は、別記第3号様式による。 第49条 法第164条の5第2項の規定によって県の委員会が交付する標旗は、別記第15号様式による。 第64条 法第175条第1項の規定により市町村の委員会が行う衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下この章において「比例選挙」という。）における掲示は、別記第20号様式に準じて作成した掲示（以下「政党等名称等掲示」という。）により行わなければならない。	第1条の2 略 2 法第141条第6項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第2号様式の表示板（以下この章において「表示板」という。）を用いてしなければならない。 第5条 法第142条第8項の規定により県の委員会が交付する証紙は、別記第3号様式による。 第49条 法第164条の5第3項の規定によって県の委員会が交付する標旗は、別記第15号様式による。 第64条 法第175条第1項の規定により市町村の委員会が行う衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下この章において「比例選挙」という。）における投票所内の投票を記載する場所の衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等（以下この章において「名簿届出政党等」

2 前項の規定は、法第175条第2項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙における掲示について準用する。

3 政党等名称等掲示のうち、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等（以下この章において「名簿届出政党等」という。）の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者の氏名には振り仮名を付さなければならない。

4 及び 5 略

第67条 法第175条第1項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙以外の選挙における掲示（以下「氏名等の掲示」という。）は、別記第21号様式に準じて作成した掲示（以下「氏名表」という。）により行わなければならない。

2 前項の規定は、法第175条第2項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙以外の選挙における掲示について準用する。

3 略

第20号様式

1 衆議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内の投票を記載する場所の掲示について

中 田 口 係 仁 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等 名称掲示 選挙管理委員会	
(ふりがな) 名簿届出政党等の名称	(ふりがな) 略 称

という。)の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所の名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者（以下この章において「名簿登載者」という。）の氏名及び当選人となるべき順位の掲示は、別記第20号様式に準じて作成した掲示（以下「政党等名称等掲示」という。）により行わなければならない。

2 前項の規定は、法第175条第2項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示について準用する。

3 政党等名称等掲示のうち、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名には振り仮名を付さなければならない。

4 及び 5 略

第67条 法第175条第1項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙以外の選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員選挙においては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）の掲示（以下「氏名等の掲示」という。）は、別記第21号様式に準じて作成した掲示（以下「氏名表」という。）により行わなければならない。

2 前項の規定は、法第175条第2項の規定により市町村の委員会が行う比例選挙以外の選挙における氏名等の掲示について準用する。

3 略

第20号様式

1 投票所内の投票の記載する場所の掲示について

中 田 口 係 仁 比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称掲示 選挙管理委員会	
(ふりがな) 名簿届出政党等の名称	(ふりがな) 略 称

備考

1 及び 2 略

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示について

年 月 日執行		
衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示		
選挙管理委員会		
(ふりがな) 名簿届出政党 等の名称	(ふりがな) 略 称	名簿登載者の氏名 及び当選人となる べき順位
		(ふりがな) 氏 名
		順位

		(ふりがな) 氏 名
		順位
		(ふりがな) 氏 名
		順位

備考

1 及び 2 略

3 参議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の掲示について

年 月 日執行		
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示		
選挙管理委員会		
(ふりがな) 名簿届出政党 等の名称	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 名簿登載者の氏名

備考

1 及び 2 略

2 投票所内のその他の適当な箇所の掲示について

年 月 日執行		
比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示		
選挙管理委員会		
(ふりがな) 名簿届出政党 等の名称	(ふりがな) 略 称	名簿登載者の氏名 及び当選人となる べき順位
		(ふりがな) 氏 名
		順位

		(ふりがな) 氏 名
		順位
		(ふりがな) 氏 名
		順位

備考

1 及び 2 略

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行つものとする。ただし、名簿届出政党等の数により一段に掲示できない場合には二段以上にする事ができるものとし、この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、左に順を追つて下段に至り以下これにならむものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、「名簿登載者の氏名」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従つて、振り仮名を付すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。